資料４

朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会会議録の作成及び公開に関する要領（案）

（目的）

第１条　この要領は、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）における会議録（以下「会議録」という。）の作成及びその公開について、法令に定めがあるもののほか必要な事項を定める。

（会議録の作成）

第２条　委員会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

２　会議録は、会議の発言に係る全文記録とする。

３　会議録は、氏名又は職名を記載しなければならない。

４　委員会は、必要に応じ、会議録を作成するために録音機器を使用することができる。

（会議録の記載事項）

第３条　会議録（様式第１号）には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

（１）会議の名称

（２）開催の日時及び場所

（３）出席委員、欠席委員、参考人及び事務局職員の氏名

（４）会議録の作成方針

（５）会議資料の名称及び内容

（６）会議の議題

（７）発言内容

（８）その他必要な事項

（会議録の署名）

第４条　会議録を作成したときは、会議の議長が確認し、署名するものとする。

（会議録の公開）

第５条　会議録は原則公開することとし、その手続は朝霞和光資源循環組合情報公開条例（令和２年条例第７号）（以下「条例」という。）の規定するところによる。ただし、会議録に条例第７条の不開示情報が含まれているときは、非公開又は部分公開とする。

２　前項の規定により公開することとなる会議録は、住民に即時に公開できるよう事務室に備え置くなどの措置をするとともに、朝霞和光資源循環組合のホームページへ掲載するよう努めるものとする。

附　則

この要領は、令和　　年　　月　　日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

会 議 録

<table>
<tr><td>会議の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>開催日時</td><td colspan="2">午前　時　分 ～　時　分
年　月　日（ ）
午後　時　分 ～　時　分</td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>出席者委員</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>欠席者委員</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事務局職員</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>参考人等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>会議内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>会議資料</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">会議録の作成方針</td><td>会議録の作成</td><td></td></tr>
<tr><td>会議録の確認方法</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の必要事項</td><td colspan="2">傍聴人　名</td></tr>
<tr><td colspan="3">発言内容</td></tr>
</table>